瀬戸市消防本部主催の消防フェア開催地における敷地利用によるキッチンカー等出店事業者募集要項

１　目的及び事業概要

瀬戸市消防本部（以下「消防本部」という。）が主催する消防フェアの来場促進を図るため、消防フェア会場の敷地の一部を貸し出し、飲食物の販売を行うキッチンカー又は屋台テント（以下「キッチンカー等」をいう。）及び防災啓発の出店事業者（以下「防災啓発」という。）を募集するもの。

２　貸出可能日時

午前１０時３０分から午後３時まで（搬入及び搬出を含む。）

ただし、同日開催の消防出初・観閲式（午前９時から午前１０時４０分）の都合により変更する場合がある。

３　事業内容

(1) 方法

次に掲げる項目のいずれかによるものとする。

ア　キッチンカー等による対面式の販売により飲食物を提供する。

イ　防災啓発は防災物品の展示紹介を実施する。

(2) 場所

瀬戸市上本町１番地 瀬戸市体育館第３競技場東駐車場　（配置図１参照）

(3) 面積

ア　キッチンカー等については、１事業者につき約１５㎡（奥行３ｍ×幅５ｍ）全体で約２４０㎡程度。

イ　防災啓発については、１事業者につき約３㎡（奥行１.５ｍ×幅２ｍ）程度。

(4) 出店台数

ア　キッチンカー等は、５事業者

イ　防災啓発は、２事業者

(5) 資材

出店に必要となる資材等はすべて事業者にて用意すること。ただし防災啓発における長机（奥行０．６ｍ×幅１．８ｍ）は消防本部にて準備をする。また、瀬戸市民公園の設備に毀損、汚損等を及ぼす可能性のある資材を使用する場合は、事前に消防本部に使用の可否を確認すること。

(6) 販売にあたっての注意点

ア　販売価格

社会通念から逸脱しない適切な価格で提供すること。

イ 販売を禁止するもの

アルコール類、その他市が適当でないと認めるもの。

ウ 食中毒及び感染予防策の実施

食品等取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理を必ず実施すること。また、出店前の体調チェック（体温測定など）を行い、発熱等体調不良の場合は出店を控えること。

エ 清掃等の実施

(ｱ) 貸出場所の清掃は事業者が実施する。

(ｲ) ごみ等の廃棄物は、事業者がごみ箱等を設置し、回収のうえ、処分する。

(ｳ) 出店に係る備品等の維持管理及び防犯対策は事業者の責任において実施し、消防本部は一切の責任を負わない。

オ その他

(ｱ) 貸出場所及び周辺の整理整頓と清潔の保持に努めること。

(ｲ) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。

(ｳ) 来館者の往来の妨げとならないよう、十分配慮すること。

(ｴ) 過度な客引き等は行わないこと。

(ｵ) 政治的又は宗教的な勧誘とみなされる行為を行わないこと。

(ｶ) 瀬戸市民公園周辺住民の迷惑とならないよう騒音や振動、異臭などに十分配慮すること。

(ｷ) 事業者の負担において貸出時間内に貸出場所を原状に回復すること。

(ｸ) 貸出場所を消防本部が使用する必要が生じた場合やその他の理由により、使用許可の取り消し又は変更をした場合において、それにより発生した損害に対する補償は行わない。

(ｹ) 貸出場所での事故防止は事業者の責任のもと策を講じること。

(ｺ) 出店により発生した問題は、事業者の責任と負担において対処すること。

(ｻ) 消防本部に対し、実施日の来店者数を報告すること。

※今後の事業の参考とするためであり、その他の目的には使用しません。

4 出店資格

(1) キッチンカー等については次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

ア 実施にあたり、法令により必要となる許可、資格等を有している者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者ではないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき民事再生手続き開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。

オ 生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）等に加入している者であること。

(2) 防災啓発については上記に掲げるアからエの条件をすべて満たしている者であること。

5 手続き

(1) キッチンカー等については次の書類を提出すること。なお、キッチンカーにて出店をする際には、下記のイ（キッチンカーに関する提出書類）を提出すること。

出店までに提出書類に変更が生じた場合は変更した書類を再度提出すること。

ア　共通する提出書類

(ｱ)　瀬戸市消防本部主催の消防フェア開催地におけるキッチンカー等出店事業者募集に係る申込書（当事業に係る申請事項記載のもの）

(ｲ)　食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し

(ｳ)　愛知県内の保健所が交付する営業許可証の写し

(ｴ)　生産物賠償責任保険等の証明書の写し

(ｵ)　その他、出店にあたり法令により必要となる許可、資格等の写し

イ　キッチンカーに関する提出書類

(ｱ)　車検証（キッチンカー等、専用販売車）の写し

(ｲ)　販売車（キッチンカー等、専用販売車の開店状態)、販売形態（テント等）がわかる写真画像（販売車はナンバープレートが確認できる写真画像とし、開店時の最大幅、最大長さ、最大高さを記入すること。）

(2)　防災啓発については次の書類を提出すること。

瀬戸市消防本部主催の消防フェア開催地におけるキッチンカー等出店事業者募集に係る申込書（当事業に係る申請事項記載のもの）

※出店までに提出書類に変更が生じた場合は変更した書類を再度提出すること。

(3) 応募期間

掲出日から１１月２７日まで

窓口、郵送又は電子メールにて１１月２７日（金）まで（必着）

(4) 提出先

瀬戸市消防本部消防総務課

〒４８９－０９８３ 瀬戸市苗場町１０１番地

shobohonbu@city.seto.lg.jp
※事前に貸出場所の確認をしていただいた上での申請をお願いします。

(4) その他
ア 提出された書類の返却には応じない。
イ 申請に要する一切の費用は事業者の負担とする。
ウ 必要に応じて、追加書類等の提出を求める。

6 出店事業者の決定
(1) 原則、申請の申込順を優先します。ただしガンバレ消防団応援事業所に登録されている事業所からの応募があった場合は、最大２事業所を優先します。
広く出店機会を提供し、販売種類の多様化による利便性向上を図るため、必要に応じて調整を行うことがあります。
(2) １２月４日（金）までに事業者に通知する。
(3) 事業者決定後、搬入方法等の詳細を通知する。
(4) 事業者は送付された使用許可証を出店当日に消防フェア本部テントへ提示すること

7 出店の中止について
下記の場合に関しては、消防フェアが中止となるため、出店についても中止となります。
(1) 雨天
(2) 災害等が発生している場合

8 中止時の連絡について
中止決定は午前７時に行い、順次消防本部から申込書に記載されている担当者連絡先へメールにて連絡をいたします。

9 その他
(1) 出店決定後又は出店中に、消防フェア来場者等との間で看過できない問題等が生じ、市が出店を認められないと判断した場合には、営業停止とします。
(2) 出店する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することを禁ずる。
(3) 天災地変・戦争・内乱・感染症その他の不可抗力により当事業の実施が不適当であると考えられる場合、出店の中止を命ずる。この場合、準備等に要した費用は事業者負担とし、市からの補償は一切行わない。

１０ 問い合わせ先
瀬戸市消防本部消防総務課
電話：０５６１－８５－０４３８
電子メール：shobohonbu@city.seto.lg.jp